

令和7年11月27日

職員の懲戒処分について

本市職員につきまして、11月27日付けにて地方公務員法第29条の規定により、下記の内容で処分をしましたので、犬山市職員の懲戒処分の公表基準により公表します。

記

- 1 被処分者 犬山市健康福祉部

主任主査 47歳

- 2 処分内容 減給 10分の1（3箇月）

- 3 処分事案の概要・理由

被処分者は、自動車運転免許証が失効した状態で公用（48回）及び私用で自動車を運転していたものである。

運転免許証の失効自体は、故意によるものではなく、更新を失念したことによるものであるが、約11か月半という期間に渡り運転していた。さらに、職場にて有効期限の確認を行った当日、自身の運転免許証の失効を認識した後にも、運転を行った。

これは、市民の犬山市職員に対する信用の失墜につながり、公務員としての自覚と責任に欠ける行為であるとともに、法令に違反した行為であることから、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当することから、犬山市職員の懲戒に関する基準に基づき『減給』に処する。

なお、故意による無免許運転を行ったことに対し、犬山市として道路交通法違反として被処分者の告発を行ったものである。

- 4 処分年月日

令和7年11月27日（木）

- 5 その他

懲戒処分に関連して管理監督責任者であった健康福祉部長、所属課長、所属課長補佐、前健康福祉部長の計4名に対し、同日付けで訓告処分とした。

【市長コメント】

このたびの不祥事につきましては、市民の皆様の信頼を傷つけることになり、心からお詫び申し上げます。

今一度、職員一人ひとりが法令を遵守し、このような事案の再発防止に万全を期するとともに、市民の皆様の信頼を一日も早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。

市政を預かる市長として、市民の皆様に重ねて心からお詫び申し上げます。

犬山市長 原 欣 伸